

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和2年6月9日

中止

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	秋田県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	7
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/41481

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第二条に規定する高等学校等を退学した後、同条に規定する高等学校等(同条第三号の特別支援学校の高等部を除く。)に入学した者に対する同法第三条第一項に規定する就学支援金の額に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則又は教育委員会規則で定めるもの(公立高等学校)
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		秋田県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第一 第四の項 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第二条に規定する高等学校等を退学した後、同条に規定する高等学校等(同条第三号の特別支援学校の高等部を除く。)に入学した者に対する同法第三条第一項に規定する就学支援金の額に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則又は教育委員会規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	秋田県公立高等学校等学び直し支援金実施要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、 <u>高等学校等の生徒等</u> がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、 <u>高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。</u>	第1条 この要綱は、 <u>公立高等学校等を退学後、再び秋田県に所在する公立の高等学校等で学び直す者</u> に対して、 <u>高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)に基づく高等学校等就学支援金の支給期間である36月(定時制・通信制は48月)の経過後に支給する秋田県公立高等学校等学び直し支援金</u> について必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		秋田県公立高等学校等学び直し支援金実施要綱